

(電子メール施行)
住 第 1163 号
建 指 第 1206 号
令和 2 年 6 月 1 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長
建築指導課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の郵送による申請の受付
等について（通知）

令和 2 年 4 月 9 日付け住第1044号、建指第1012号で、緊急事態措置を実施すべき期間内の郵送による申請の受付等についてお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するとされていること等から、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後においても、本県が所管する事務に係る下記の申請等関係書類については、特段の新型コロナウイルス感染症対策が不要とされるまでの間、郵送による受付、交付等を行うことができることとしましたので、これによる場合は、郵送による交付や返却に必要なものを添えて申請等の窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、申請等の窓口は従前と変更ありません。

記

1 申請等関係書類

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る申請書等
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定に係る申請書等
- (3) 租税特別措置法に基づく優良な住宅又は優良な宅地の供給に寄与するものの認定申請書
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条又は第11条に係る届出書又は通知書
- (5) 建築基準法に係る申請書等
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る申請書等
- (7) 環境の保全と創造に関する条例第118条の 5、第118条の 6 及び第118条の 8 の規定に係る届出書
- (8) 都市計画法に基づく開発（建築）許可等に係る申請書等
- (9) 宅地造成等規制法に係る申請書等

- (10) 旧住宅地造成事業に関する法律に係る申請書等
- (11) 新住宅市街地開発法第32条の規定に係る承認申請書
- (12) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に係る届出書

2 郵送による交付や返却を希望される場合に必要なもの等

(1) 必要なもの

交付や返却をする書類の返信用封筒等

(2) 注意事項

ア 送料は申請者等の負担です。

イ 返信用封筒等には、あらかじめ、宛先を記入してください。

ウ 返信用封筒等は、信書を送ることができるものとしてください。

エ 郵送事故に関して、本県は責任を負いません。

オ 郵送に時間を要することとなりますので、時間的余裕をもって申請等を行ってください。

※ 郵便法第4条第4項の規定により、同条第2項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託することなどはできません。